

容量市場における、消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の対応について

2021年10月25日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに
2. 容量市場における消費税の取り扱いについて
3. 消費税のインボイス制度について
4. 容量市場におけるインボイス制度の対応について
5. 業務・運用関連の今後の準備や周知等の実施について

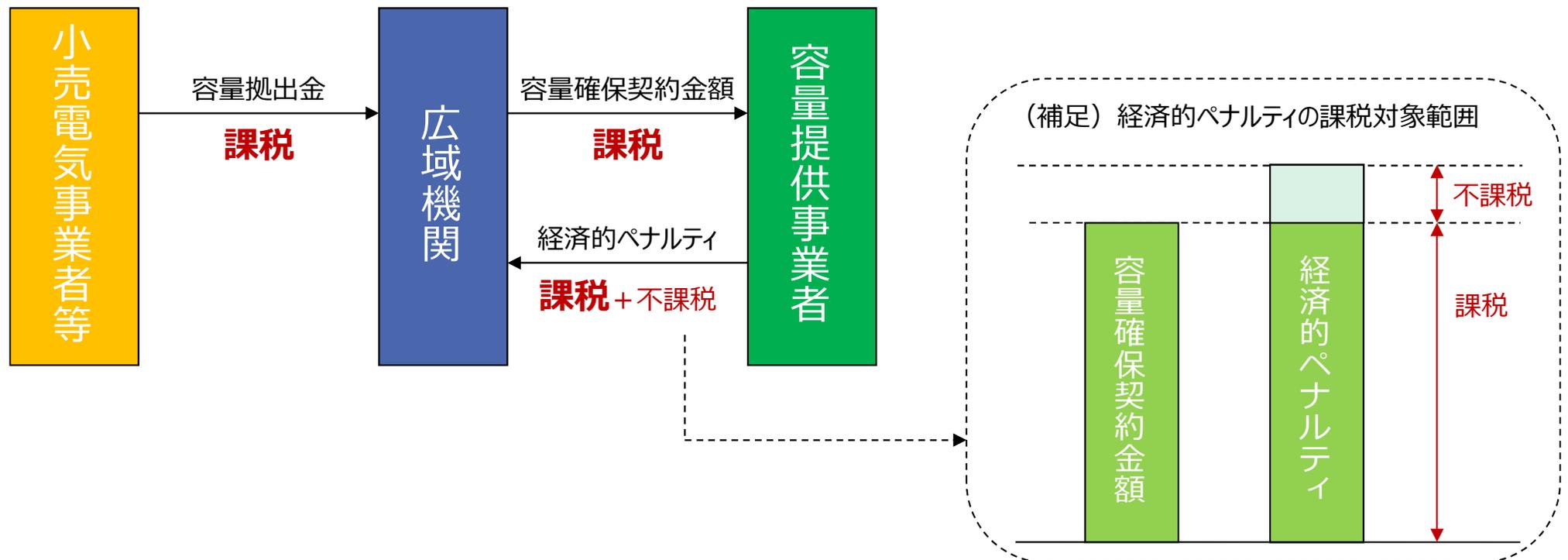
- 第31回容量市場検討会（2021年4月）において、容量確保契約金額や容量拠出金の支払・請求に関する運用業務の流れについて、主なポイントをご説明した。
- 容量市場では、**容量確保契約金額や容量拠出金の受け渡し**において**消費税の取り扱いがある**ところ。※消費税の取り扱いについては、容量確保契約約款や制度詳細説明会資料等でも説明を行っている。
- **消費税は、2023年10月より新たな制度として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始される予定**となっている。そのため、2023年10月以降は、市場管理者（広域機関）や各事業者は容量市場の取引において消費税の新たな制度への対応が必要となる。
- 本日は、**消費税のインボイス制度の開始**にともない、容量市場の請求・交付等の運用業務に関して、**今後想定される対応事項**について、ポイントをご説明させていただく。

2. 容量市場における消費税の取り扱いについて

- 容量市場の取引では、小売電気事業者等と広域機関との間で取引される**容量拠出金は、消費税の課税対象**となる。
- また、広域機関と発電事業者等の容量提供事業者との間で取引される**容量確保契約金額も消費税の課税対象**となる。

※経済的ペナルティの取引は消費税の課税の対象となるが、一部、容量確保契約金額を超過する経済的ペナルティ部分については不課税となる

<容量市場の取引のイメージ>



容量確保契約
約款より

第 20 条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

1. 第 19 条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

① 年間上限額：容量確保契約金額 × 110%

② 月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

3. 容量確保契約金額および第 19 条に示す経済的ペナルティは消費税相当額の課税対象となります。ただし、第 1 項第 1 号に示す年間上限額について、容量確保契約金額を超過する部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

(例 1) 容量確保契約金額が 1 億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000 万円を含めた計 1 億 1,000 万円を広域機関より受け取ることとなります。

(例 2) 容量確保契約金額が 1 億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって 7,000 万円に減額になった場合、消費税(10%)の 700 万円を含めた計 7,700 万円を広域機関より受け取ることとなります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

(例 3) 容量確保契約金額が 1 億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって 1 億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に 1,000 万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず 1,000 万円を広域機関に支払うこととなります。

(2) 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）
小売電気事業者から広域機関に支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。

(例) 容量拠出金が 1 億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000 万円を含めた計 1 億 1,000 万円を広域機関に支払うこととなります。

容量市場における税金の取
り扱いについて
(広域機関HP掲載) より

第5章 契約の履行 容量確保契約金額の支払(発電事業者等向け)

容量市場概要

募集概要

参加登録

マイページ

契約の履行

容量拠出金

その他

70

容量市場 制度
詳細説明会資料
より

【容量確保契約金額の支払】

- 容量確保契約金額を12等分した金額を毎月支払います。
- 4月（N月）を対象月とする容量確保契約金額(各月)は、9月（N+5月）に交付が行われます。

【経済的ペナルティが科せられた場合】

- 容量確保契約金額から経済的ペナルティ額を差し引いた金額を支払金額※とします。
- 経済的ペナルティ額が容量確保契約金額より大きい場合、その差額を経済的ペナルティとして請求します。(振込手数料は、容量提供事業者にご負担頂きます。)

【消費税の取り扱い】

- 容量確保金額および経済的ペナルティは消費税相当額（外税）の課税対象となります。
- ただし、容量確保契約金額を超過する部分の経済的ペナルティは、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。
- 詳細は以下のページをご参照ください。

http://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210212_youryountax.pdf

【インボイス制度の取り扱い】

- 令和5年（2023年）10月1日から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。容量確保契約に関しても、容量確保契約金額を支払う際に、容量提供事業者へ適格請求書を発行いただく等の対応が必要となります。
- インボイス制度の詳細については以下、国税庁の特集ページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



3. 消費税のインボイス制度について（仕入税額控除の要件）

- インボイス制度の開始にともない、各事業者や広域機関は、容量市場の請求・交付で**消費税の仕入税額控除の適用を受けるために**、原則として、取引相手から交付を受けた**適格請求書（インボイス）等の保存**が必要となることが想定される。
- 具体的には、消費税の課税取引を行う際に、**売り手側**（適格請求書登録事業者）は買い手側から**求められたときはインボイスを交付し**、**買い手側**は交付を受けた**インボイスを用いて消費税の仕入税額控除の適用を受ける**取引の流れが想定されている。

適格請求書等保存方式の概要より
（国税庁発行）

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※（仕入税額）}$$

↓
仕入税額控除

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

適格請求書発行事業者からの適格請求書記載の金額について、消費税の税額控除が可能。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 （いわゆるインボイス制度）
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（いわゆるインボイス）等の保存 ここが変わります

2023年10月以降、仕入れ税額控除に
適格請求書等の保存が必要となる。

消費税の負担と納付の流れ

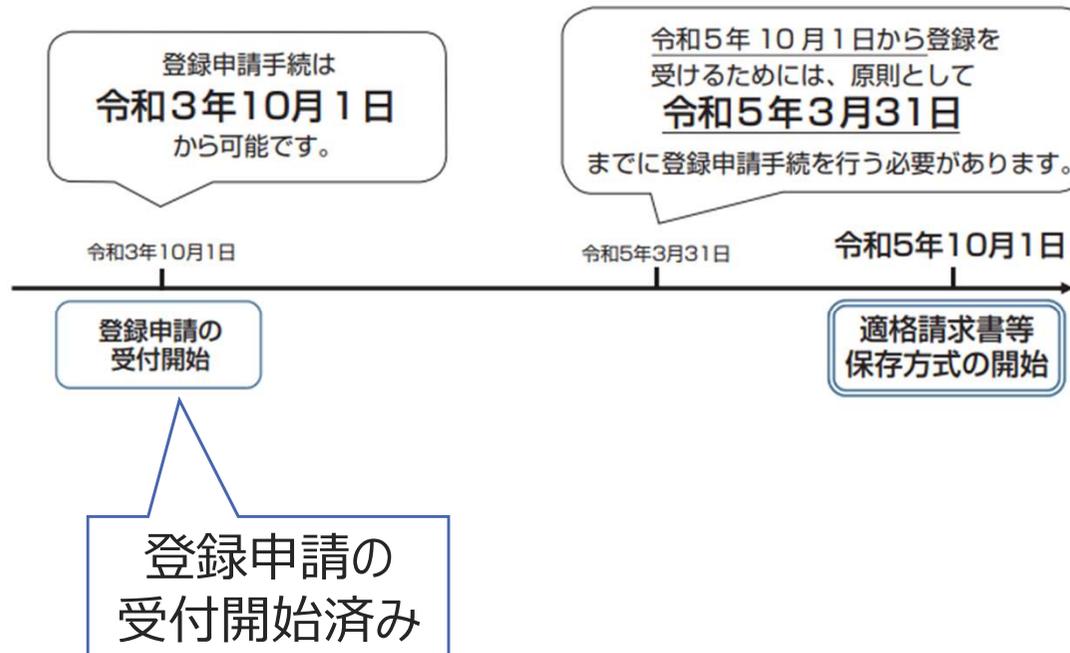


3. 消費税のインボイス制度について（適格請求書発行事業者の登録）

- 消費税のインボイスに対応した商取引では、**事業者は適格請求書発行事業者の登録が必要**となることが発信されている。※登録申請の受付は、2021年10月より開始
- また、国税庁の「**適格請求書発行事業者公表サイト**」で、適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号等）を公表している。※適格請求書発行事業者公表サイトは、2021年10月より開始

適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール
適格請求書発行事業者公表サイトの概要
(国税庁資料より)

登録申請のスケジュール



適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

> 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
 - ④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
- ※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要
- 上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
 - ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

【TOP画面】

適格請求書発行事業者公表サイト

登録番号を検索する

①確認したい登録番号を入力

登録番号 T 1234567890123 13桁

②検索をクリック

検索 クリア

登録番号 T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する + 一度に最大10件まで検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

ページ印刷

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号 T1234567890123

氏名又は名称 国税 太郎

登録年月日 令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号 国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

3. 消費税のインボイス制度について（適格請求書発行事業者の義務）

- 2023年10月1日以降に行う課税取引について、**適格請求書発行事業者には4つの義務**が課されることが国税庁のHP等で紹介されている。

＜適格請求書発行事業者に課される義務＞（国税庁資料より）

①

● **適格請求書の交付**

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

②

● **適格返還請求書の交付**

返品や値引きなど、売上に係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

③

● **修正した適格請求書の交付**

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

④

● **写しの保存**

交付した適格請求書の写しを保存する。

事業者登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。
（課税売上高が1,000万円以下の事業者への事業者免税店制度の適用はありません）

※適格請求書発行事業者として登録を行っている間は、課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となる。

3. 消費税のインボイス制度について（適格請求書の記載内容）

■ **適格請求書には、下記①～⑥の記載が必要**となること、国税庁のHP等で紹介されている。

適格請求書等保存方式の概要より
(国税庁発行)

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書の必要要件として、①～⑥の記載が必要となる

⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一つの適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなる。

税率毎に区分した消費税額の記載が必要。端数処理は1回のみ

請求書

△△商事(株) 登録番号 T012345...

株〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

② ③ ④ ⑤ ⑥ * 軽減税率対象

記載に当たっての留意点

Point 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
- ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
- ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①: 認められる例】

請求書 ○年11月30日 〇〇御中 〇〇△△ (T123-...)

請求金額(税込) 60,197円 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

【例②: 認められない例】

請求書 ○年11月30日 〇〇御中 〇〇△△ (T123-...)

請求金額(税込) 60,195円 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

個々の商品の数だけ、端数処理を実施する記載は認められない

計算例

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象: 27,060円(税抜き)
 - 10%対象: 28,158円(税抜き)
- ・ それぞれ、消費税額を計算(税率ごとに端数処理1回ずつ)
 - 8%対象: 27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象: 28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

計算例

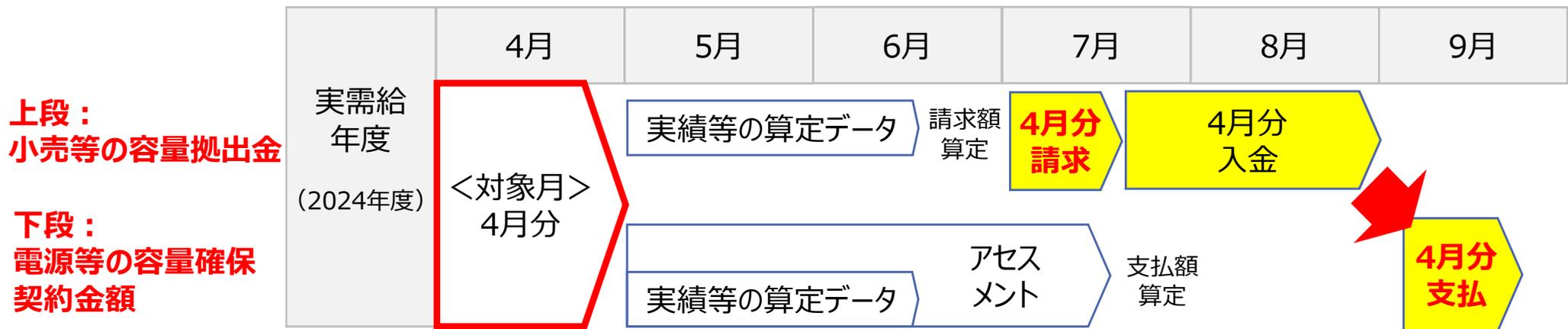
- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算(その都度端数処理)
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。
- ※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

4. 容量市場におけるインボイス制度の対応について

インボイス制度に対応した請求・支払業務のスケジュール

- 容量市場の取引は、初回の2020年度実施のメインオークションに対応する支払・請求の主な運用業務は、2024年度より開始され※、請求額と支払額を算定しながら月次の取引が行われる。
※実需給前に発生する市場退出などに関する精算は別途実施
- 2023年10月1日よりインボイス制度が開始されるため、容量市場の取引において、広域機関は適格請求書発行事業者の登録を進めて、小売電気事業者等が容量拠出金の仕入税額控除を受けられるよう、「**適格請求書**」(インボイス)の発行と帳簿の保存を予定している。
- また、容量提供事業者は、インボイス制度にもとづいた取引にあたり、あらかじめ、**インボイス制度に沿って適格請求書発行事業者の登録等の準備を進めていただく**こととなる。

<請求・支払のスケジュールのイメージ>



4. 容量市場におけるインボイス制度の対応について

インボイス制度対応のために必要な業務フローについて

■ 容量市場における消費税のインボイス制度対応のために必要な業務フローは、制度の対応にともない以下の流れ※を想定している。 ※容量確保契約金額が、経済的ペナルティの額より大きいケースを想定したイメージ

① 広域機関は、小売電気事業者等に対して容量拠出金の請求に関する適格請求書を発行する。

② 小売電気事業者等は、適格請求書に基づき、容量拠出金を支払う。

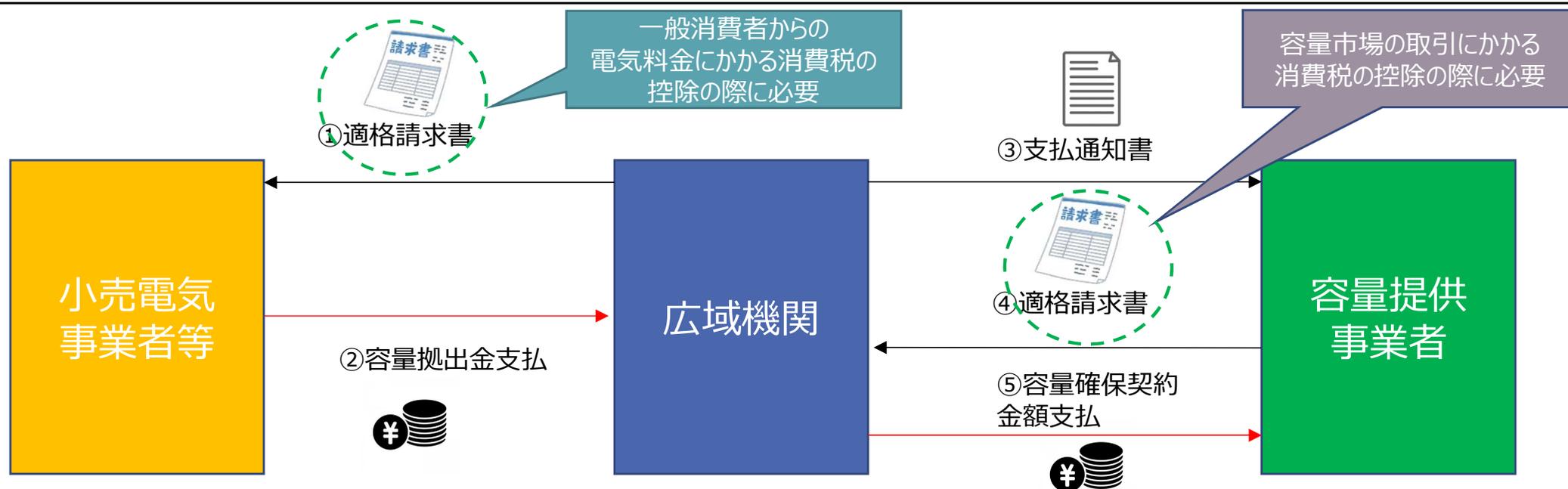
(小売電気事業者等は、広域機関からの適格請求書を消費税の仕入れ税額控除に使用)

③ 広域機関は、発電事業者等の容量提供事業者に容量確保契約にもとづき、支払通知書を発行する。

④ 容量提供事業者は、広域機関から受領した支払通知書に基づき、適格請求書を広域機関へ発行する。

⑤ 広域機関は、容量提供事業者からの適格請求書受領後、容量確保契約金額の支払いを行う。

(広域機関は、容量提供事業者からの適格請求書を消費税の仕入れ税額控除に使用)



- このあと、**広域機関は、適格請求書発行事業者の登録や、容量提供事業者の登録番号の確認方法等の準備**などを進めていく。
- また、**容量市場で取引を行う容量提供事業者は、適格請求書発行事業者の登録**を行ったうえで、容量市場の取引を行うにあたり**登録番号の通知や適格請求書の発行**が求められていく。
- 新たに始まる制度のため、容量提供事業者が取引に必要な業務内容については、さらに具体的な手順等を準備しながら、業務マニュアルや説明会資料等で説明や周知を行い、必要に応じて今後の募集要綱や約款へ反映を行っていく。また今後も、国税庁のQA等で容量市場の取引に新たに対応が生じた場合には、引き続き丁寧に説明・周知を行っていく。

第5章 契約の履行

容量市場概要

募集概要

参加登録

マイページ

契約の履行

容量引出金

その他

容量確保契約金額の支払(発電事業者等向け)

70

【容量確保契約金額の支払】

- 容量確保契約金額を12等分した金額を毎月支払います。
- 4月（N月）を対象月とする容量確保契約金額(各月)は、9月（N+5月）に交付が行われます。

http://www.occto.or.jp/market_board/market/mies/210212_youroutax.pdf

【インボイス制度の取り扱い】

- 令和5年（2023年）10月1日から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。容量確保契約に関しても、容量確保契約金額を支払う際に、容量提供事業者に適格請求書を発行いただく等の対応が必要となります。
- インボイス制度の詳細については以下、国税庁の特集ページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

容量市場 制度
詳細説明会資
料より